

税務課よりお知らせ

税について

四月に固定資産税及び軽自動車税、五月に国民健康保険税の第一期分(前年の六分の一の額)六月に市・県民税、七月に国民健康保険税(二期から六期分)の納付書が送付されていけば、平成五年度に納税していただく納付書がすべてお手元に届いたこととなりますので、確認をお願いします。

納付書は、組合に加入されている方については、納付書及び口座のご案内については組合をおしとお知らせしています。組合に加入されていない方については、それぞれ郵送しています。

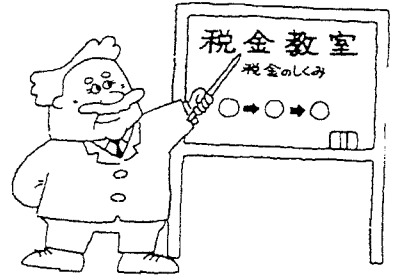
各税についてのおおまかに説明しておきますと、

★軽自動車税

四月一日現在の所有者に課税しています。このことは、事実所有していることはもちろんですが、課税の根拠であるナンバーの返却がないものについても同様に所有していることとみなします。すでに何らかの形で処分または譲渡等お手元に課税根拠のナンバーがない場合については税務課までご相談ください。

★固定資産税

唯一課税前にその内容の削除について「固定資産縦覧期間」があります。期間は毎年三月一日から



二十日までです。このことは広報等に必ず掲載していますので活用くださるようご案内します。自分の資産がどうゆう評価でどう課税されるかご自分で確認(縦覧期間)に限りてコピーサービス一枚三百円もいたします(ください)。

★国民健康保険税

昭和三十六年国民皆保険・皆年

★国民健康保険税の税率表

所得割(所得の)	6.7%
資産割(固定資産税額の)	35%
均等割額(被保険者一人)	15,000円
平等割額(一世帯につき)	16,000円

★固定資産税

課税標準額×税率 市内に同一人が有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。		
土地……………	30万円	税率…………… 1.4 100
家屋……………	20万円	
償却……………	150万円	

★市・県民税

均等割額	人口5万未満の市と町村	市……………	1,500円
		県……………	700円
		計……………	2,200円
所得割			
市 民 税			
課税所得の段階	標準税率	速算控除額	
160万円以下の金額	3%		
160万円を超え550万円以下	8%	80,000円	
550万円を超える金額	11%	245,000円	
県 民 税			
課税所得の段階	標準税率	速算控除額	
550万円以下の金額	2%		
550万円を超える金額	4%	110,000円	

金として発足、市内に住所を有することになった日、または社会保険から退職等により離脱したときから国民健康保険に加入しなければなりません。逆に自分が社会保険に加入した場合、または扶養者が社会保険に加入した時は、国民健康保険から除外となります。給付の例としては

◆被保険者の疾病及び負傷

◆出産または死亡

右に対し、必要な給付を行います。

また、国民健康保険税の算出については、別表のとおりです(ご参照ください)。

なお、加入・脱退の手続きは市民課窓口、もしくは保健環境課国保医療係で行ってください。

平成5年度住民税・平成4年分所得税の控除額一覧表 (円)

区 分	住民税控除	所得税控除
基礎控除	310,000	350,000
配偶者控除		
一般の控除対象配偶者(下記以外)	310,000	350,000
老人控除対象配偶者(下記老人以外)	360,000	450,000
同居特別障害者		
一般(下記以外)	520,000	650,000
老人	570,000	750,000
配偶者特別控除	310,000	350,000
扶養控除		
一般の扶養親族(下記以外)	310,000	350,000
特定扶養親族(同居特別障害以外)	360,000	450,000
老人扶養親族		
下記以外の者	360,000	450,000
同居老親等	430,000	550,000
一般(下記以外)	520,000	650,000
同居特別障害		
特定扶養	570,000	750,000
老人扶養		
下記以外の者	570,000	750,000
同居老親等	640,000	850,000
障害者控除		
一般の障害者	260,000	270,000
特別障害者	280,000	350,000
老年者控除(本人)	480,000	500,000
寡婦控除		
一般	260,000	270,000
特定	300,000	230,000
寡夫控除	260,000	270,000
勤労学生控除	260,000	270,000

老人控除対象配偶者…70歳以上(大正12.1.1以前出生)
同居老親…同居している自己または配偶者の直徑尊属が老人扶養親族に該当する場合
老年者(本人)…65歳以上(昭和3.1.1以前出生)で所得金額が1,000万円以下の者
未成年者…昭和48.1.3以降に生まれたもので未婚の者
特定扶養親族…昭和45.1.2～昭和52.1.1(16歳～22歳)
☆白色事業専従者控除…配偶者80万円・その他47万円

★市・県民税

所得税の申告または給与支払報告書の提出のあった方については、市・県民税の申告がされたものとして取り扱いますので申告は不要となります。申告が未提出のままにしておきますと各種証明書の発行はできません(ご注意ください)。



税の算出については、おおむね所得税と同じですが所得控除並びに税率については別表をご参照ください。

※固定資産税並びに市・県民税についての小冊子が税務課窓口においてありますので来庁の際お持ち帰りください。

おおむねの説明で行き届かない点がありますことをあらかじめお断りしておきます。不明な点がございましたら来庁または電話連絡いただければできる範囲でお答えします。

連絡先 税務課